

(堤 議員)

昨夜おきた県南地域の震度5強に対する地震。大きな災害が無いということで、安心をしましたが、是非引き続き観察等しながら、被害が出れば即座に対応をお願いしたいと思います。

一般質問に入ります。

まず憲法第9条について、安倍首相は5月3日の憲法記念日に、「憲法9条に自衛隊を明記する改憲を行い、2020年までに施行を目指す」と表明しました。その発言内容は、「9条1項、2項は残し、自衛隊の記述を3項として書き加える」というものです。これは単に、存在する自衛隊の憲法上の追認にとどまりません。これまで安保法制、戦争法のもとでも9条2項の制約を受け、戦闘現場には行けなくなっていたものが、3項で自衛隊の存在理由が明記されれば、それが独り歩きし、2項は空文化、死文化し、自衛隊は制約なしに武力行使ができるようになります。

このような憲法9条の改憲について、世論調査では6割以上の国民が変えるべきではないといっています。世界に誇る憲法9条の改悪を絶対に許すわけにはいきません。

この首相の発言は、憲法99条「憲法尊重擁護義務」に反すると考えますが、知事はどう考えているのでしょうか。

また、日本の平和にとって憲法第9条は大きな役割を果たしてきたと考えます。知事として憲法第9条についてどう認識しているのでしょうか。

加えて、第9条改憲についてはどう考えているのでしょうか。答弁を求めます。

(知事)

憲法第9条について、日本国憲法第9条は、戦後70年以上にわたり、我が国が世界に誇れる平和国家として繁栄してきた歩みの中で、その根幹となる大きな役割を果たしてきたと思います。

一方、憲法をめぐるのは、国の安全保障の確保や国際社会に対する貢献のあり方について、従来のような規定では不十分ではないかという議論もあります。

憲法改正の可否を含めた安全保障に関する事項は、将来の我が国が進むべき道を決める重要な問題ですので、我が国の置かれた状況や将来的な国際情勢を頭において、若い世代を含め広く国民の間で、慎重かつ冷静に議論を煮詰めて行くことが望ましいと考えています。

議論にあたりましては、憲法をめぐる現在の環境に目を向けるだけでなく、過去の戦禍のことや復興・再建を願う中で現行憲法が成立したという足取り、その後の平和国家としての発展など、我が国が辿ってきた歴史的な経緯や教訓もしっかりと踏まえておくことが大事だと思っています。

いかなる議論におきましても、現行憲法のもとに育み、醸成されてきた恒久平和という崇高な理念が最大限尊重され、擁護されていくべきものと考えており、今後、国民の声に耳を傾けて、十分な議論を尽くし、何よりも国民の理解を得た上で結論を出していくことが肝要ではないかと思っています。

なお、安倍首相の改憲発言についてですが、憲法自身が改正手続きを定めていて、憲法の改正を主張することは、憲法第99条で規定する国務大臣や国会議員等が負う憲法尊重擁護義務に触れるものではないというのが一般的な解釈です。

私も安倍首相の発言が、一概に99条の規定に反するとは言えないのではないかと考えています。

(堤 議員)

知事はこれまでも「現行憲法のもとに育み、醸成されてきた平和主義の理念を最大限尊重し」と、今回の答弁の中でも擁護すべきだとありました。

これまでの答弁の中では、今後も引き継いでいかなければならないと言っています。つまり、憲法 9 条というのは今後も引き継いでいくべきものだというのが、過去の知事の答弁なんですけど、この言葉通りでみれば憲法 9 条をしっかり守っていかなければいけないという認識で、そういうふうな概念でいいかというのを再度聞きます。

一概に反するものではないと、ではどういった場合にこれに反するのかという 2 点について、再度答弁を求めます。

(知事)

第 9 条の考えですが、私はやっぱり第 9 条に掲げる平和国家としての崇高な理念というのは、戦後の日本の平和の中で発展をしてきた大きな基盤になるということについては、高く評価しているところではあります。

したがって、その理念というのは、やはりこれからも尊重していかなければならないということについては、これまでも答弁で申し上げたことと変わらないという風に思っています。

擁護があったかどうかについては、これについてはちょっと記憶にないのですが、今申し上げた様なことで考え方が変わっているわけではありません。

それから 99 条の問題ですが、これはとにかく今の憲法の中に改正規定があって、改正の議論も前提にされているわけですから、そういった意味では、誰もがこの問題について議論してもおかしくないし、国会に行っても政府の大臣でもそのことはいいのではないかという風に思っています。

どういう時に反するかについては、反することの証明は難しいですが、要するに 99 条に反したときに反するということになります。

(堤 議員)

やはり 99 条の規定というのは、国民の方から憲法を変えようという場合には、そういう発言をするのは大事だろうと思います。

今はそういう時期でもないわけです。ですから、国家権利を縛るのが憲法ですから、そういう暴走を防ぐために、国家公務員について 99 条という規定がありますから、ぜひこれはそういうふうな認識で考えて頂きたいと思う。

次に共謀罪法について伺います。

共謀罪法について 6 月 15 日に参議院本会議で、委員会も開催せず強行採決したことにまず強く抗議します。共謀罪法の最大の問題点は「何を考え、何を合意したかが処罰の対象となること。つまり心の中を処罰すること」にあります。これは実際に起きた犯罪行為のみを罰するという日本の刑法の大原則を根本から覆すものです。思想や内心の自由を絶対に「侵してはならない」と定めている憲法 19 条に反する違憲立法に他なりません。そして「心の中」を処罰しようとするれば、電話の盗聴、メールや SNS の傍受などが必要となってきます。国民は委縮し、恐るべき監視社会をつくることとなります。

政府は「一般人は関係ない」「内心を処罰するものでない」と繰り返しましたが、法律に歯止めがないことは浮き彫りになるばかりでした。昨年明るみになった別府警察署による憲法違反のビデオカメラ隠し撮り事件が示しているように、法が成立する以前から市民を不当に調査・監視している警察が、共謀罪法によって更に大きな捜査権限を手に入れば、国民監視社会への道が加速することは、余りにも明白です。

また昨年、大分県警は、ビデオカメラを190台所有していることや、2011年度から6年間で延べ317台のリース契約をしていることが明らかとなりました。捜査内容は秘匿していますが、共謀罪法により捜査手法として市民活動の把握のためにビデオカメラ等が使われる危険性がさらに高まります。知事は定例記者会見の中で「管理者の断りもなく入り、何かをしたことは弁明のしようがなく、大変遺憾だ」と語っています。

そこで、知事は、共謀罪法について「内心の自由を侵す憲法違反」と認識しているのでしょうか。

またどのように法律の性格を考えているのでしょうか。

加えて、共謀罪法によって、違憲のビデオカメラ設置などの捜査手法が拡大されるのではないかと危惧されますが、知事はどう考えているのでしょうか。答弁を求めます。

(知事)

かつて廃案となった共謀罪の構成要件を改め、テロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法が成立しました。まず、同法と内心の自由との関係についてです。

内心に自由は、憲法で保障されている基本的人権の中でも中心的な位置を占める重要なものだと思います。思想や意思が内心の領域に留まる限り、それがどのようなものであっても、処罰の対象となるものではないと思っています。

今回新設されたテロ等準備罪は、一定の重大な犯罪の計画行為に加えて、資金調達や下見などの実行準備行為が行われたときに、初めて処罰することになっています。

従いまして、内心に留まる段階で処罰するものではなく、それ自体としては、内心の自由を侵害するものではないと考えていいのではないかと思います。

次に、法の性格についてです。

テロ等準備罪は、主体をテロ集団等の組織的犯罪集団に限定したうえで、対象犯罪を限定的に列挙し、範囲を明確化しております。

また、今回の法改正によって、テロを含む組織犯罪を未然に防止するための枠組みである国際組織犯罪防止条約の締結が可能となります。

以上のことから、改正組織犯罪処罰法は、国民を不当に調査・監視するというようなものというより、国際連携のもとで国民の生命・財産をまもるためのものと考えて良いのではないかと思います。

最後に、捜査手法拡大のおそれについてですが、今回の改正は、テロ等準備罪の成立要件や刑罰を定めるものであり、新たに捜査手法を導入するものではありません。

従来の犯罪捜査と同様に、刑事訴訟法に基づいた適正な捜査が実施されるとともに、強制捜査に必要な令状の発付には、厳格な要件に基づき裁判官の審査が行われることに何ら変わりはありません。こうしたことから、捜査手法の拡大はないものと認識しています。

しかしながら、不安を抱く方も少なからず存在すると思われることから、今後、政府において改

正法に関する丁寧な説明が求められるとともに、捜査機関による厳格かつ適正な運用が重要だと考えています。

(堤 栄三)

この法律の中身については国会でも様々な審議をされました。

その犯罪集団の定義が非常に曖昧なままに推移をしていった経過もあります。それはご存知だと思います。

先ほどの丁寧な説明を政府はしてくるだろうということと併せて、ビデオカメラ問題については、刑事訴訟法の中でも令状主義が必要だと思うのですが、昨年のは当然、捜査令状を取っていない捜査だったわけですね。それについては、そういうふうなものが拡大されるという懸念がある。捜査令状が無くてカメラを設置されるんじゃないかという。そういうところの問題はどういうふうにお考えですか。

(知事)

今度新しく、組織犯罪処罰法の条項が出来たわけですから、そのことについて法の執行という意味で取り締まり当局がそれをしっかり活用しながら、テロを防止していくことは大事だと思います。

それがあからとって、刑事訴訟法の規定を無視してそのことをやればよいということではない。それはこれまでと同じように今、議員が挙げられたようなケースについてはやはりおかしいことについては、変わらないと思っています。

(堤 議員)

本当に無茶苦茶な事件でしたからね。

それでは本部長に聞きます。法律の成立を受けて、共謀罪による違憲の隠しビデオカメラなどの捜査手法は拡大されるという危惧について、県警本部長はどのように考えているのか。

また現場では犯罪捜査という名目で恣意的に拡大されていることも危惧される。

多くの現職の方々も、そういうような危惧があるとテレビの中で答えておられました。現場はしんけんでありますから、カメラ設置だとか様々なことをやる可能性が強い。それに対して現場に歯止めをかけるような指導をしていくのか、再度本部長にお伺いします。

(県警本部長)

テロ等準備罪を新設する改正組織的犯罪処罰法、これが施行されたのちにつきましても、法と証拠に基づき、適正捜査に努めてまいります。

また、適正捜査の推進につきましては、これまでと同様、引き続き捜査員に対し教養を徹底してまいります。なお、捜査目的でその対象者をビデオカメラで撮影するということにつきましては、最高裁判所の判例において捜査目的を達成するため必要な範囲において、かつ相当な方法により行われる限り、任意捜査として適法とされているところ。

県警察では最高裁判例の基準に従った、適正な使用の徹底を、昨年8月に改めて通達により指示するとともに、いわゆる設置型のビデオカメラを、捜査活動に使用する際には、必ずその事案を主管する警察本部の業務主管課と事前協議を行うということを義務づけておりまして、引き続きこれ



につきましても、厳正・的確な運用に努めてまいります。

(堤 県議)

最高裁判所の判例をよく出されますけれど、それであれば、結局共謀法に基づいて、こんどそれを共謀であるという実態を掴まないといけないわけですよ。

277 の法律の改正があるわけですから、それについて任意でやれば、上に相談すればいつでもそれがビデオカメラ設置については可能だと言われるわけですよ。

(県警本部長)

最高裁判所の判例においても示されております通り、捜査目的を達成すると、目的の正当性が1つ必要であります。それに加えまして、必要な範囲、つまり必要性。それからその方法が相当であるという相当性。この要件を満たす限りにおいて、適法であるとされているところであり、引き続きこうした最高裁判例の求めるところに従ってビデオカメラの運用を行っていくものです。

(堤 栄三)

適正な捜査というようなことをよく言われますが、次の質問に非常に関係あるんですが、大分県警で例の犯人隠ぺい工作等についてお尋ねします。

昨年第3回定例会では、大分県警による「隠しカメラ事件」「情報漏えい事件」など不祥事が相次いだことを受け、議会として「公安委員会及び警察本部に対し県民からの信頼回復に向けた対応と再発防止の徹底を求める決議」が全会一致で議決されたばかりであります。ところが今年5月下旬に大分中央署員の速度超過を宇佐署員が書類を裁断処分して、隠ぺいしたという前代未聞の事件が起きました。

まさにこれは、県議会の決議が軽んじられたと言わなければなりません。公安委員長及び県警本部長はどのように考えているのか答弁を求めます。

(公安委員長)

県警における速度超過違反の取り扱いについて、ご指摘の事案については、6月2日の公安委員会定例会において、県警察から報告を受けております。県警察を挙げて県民の信頼回復に取り組んでいる中、このような事案が発生したことは、警察を管理する公安委員会として大変重く受け止めております。

県警察に対しては、しっかりと調査を行い、全容を解明するように認めているところです。

公安委員会として、県民の信頼回復に向け、より一層の綱紀粛正を求め、県警察の管理に徹底してまいります。

(県警本部長)

宇佐警察署における速度超過違反の取り扱いについて、県警察では、昨年来の不祥事案に対し、県民の皆様から厳しくご批判を受け、また、議会において、信頼回復を求める決議がなされたことを踏まえて、再発防止や県民からの信頼回復に向け、組織をあげて取り組んできたところであります。このたび宇佐警察署において、交通取締に係る不適正事案が発生したことは、県民の皆様

対して、大変申し訳なく思います。

事案の詳細については、現在捜査・調査中ではありますが、本件に対しては、その結果を踏まえ、厳しく対処するとともに、引き続き、あらゆる機会を通じて、幹部を含む全ての警察署員に対して、適正な職務執行に関する指導・教養を継続的に実施し、再発防止に努めてまいり所存です。

(堤 県議)

その言葉は、昨年から今年にかけて何回も聞きました。聞きましたが、結果こんな感じでした。不適正事案じゃなくて、隠ぺい事件だと思う。前代未聞です。警察官がやるわけですから。不適正事案とかじゃなくて、綱紀肅正をどういう形で具体的にやっていくのか。本当に末端の警察官にまでどういう形で決議を徹底させるのか、というところが重要になってくると思う。

県民からの信頼回復、言葉では簡単です。でも実際に全署員にこういった形で徹底して、このような前代未聞な事件を起こさないかということ、本気になって県警本部長も公安委員長もやらなければまた同じようなことを繰り返す。また綱紀肅正に繋がってしまったのでは全く信頼が落ちてしまう。

そういう点では、現場の職員に対して、どのように具体的に今回の事件を教訓にしながら、決議を徹底するのか、再度本部長にお伺いします。

(県警本部長)

昨年来の不祥事案の発生を受けて、これまで県警としては、あらゆる機会を利用しての、職務倫理教養、あるいは、職員一人一人、個々に対する面接などを行って心情の把握、そして指導に取り組み、こうした不適正事案の発生を防止する対策を継続的に行ってきたところです。

また昨年来の不祥事案に対しては、本部長として、各所属長に対し、発防止をはかるよう指示したほか、緊急署長会議等会議も開催してきました。

またそれぞれの所属においても、所属ごとの職務倫理教養や、小さな集団による活動などを通じて、職員一人一人の意識付けを図ってきたところです。

引き続きこうした取り組みを続けまして、不祥事案の絶無を期してまいりたいと考えています。

(堤 県議)

宇佐署員の今回事件を起こした署員もそういった教育を受けたということでもいいわけですね。

(県警本部長)

当該職員について、宇佐署において、どのような教養を行っていたかというのは、現在調査中ですが、宇佐警察署においても、当然昨年来の不祥事案を受けたただいま申し上げた個々面接であるとか、小集団活動であるとか、職務倫理教養というものを、継続的に行っているところであります。

(堤 県議)

二度とこういった不祥事を起こさないと、県警本部長の決意を語ってください。

(県警本部長)

県警察の組織をあげて、不祥事案の再発防止等に取り組んできた中での今回の不祥事であり、度重なるこうした事案の発生につきましては、県警の運営を預かるものとして、大変重く責任を感じております。

引き続き職務倫理、あるいは適正な職務執行に関する指導・教養を徹底的に行いまして、信頼回復に努めてまいる所存です。

(堤 県議)

決意を語って欲しかったんですが。

次に、国民健康保険の広域化問題についてです。

2018年4月から国民健康保険の広域化が始まろうとしていますが、国民健康保険料がどうなるのか不透明なまま推移しています。昨年度は政府による指示で広域化になったときの国保料の試算をしていますが、その数字は公表されていません。その理由を「数字が独り歩きする」「確定したものではないから」などとしていますが、すでに公表している県もあり、それは理由になりません。どれくらい負担が増加するのかは国保加入者には事前に公表すべきであります。

そこで、非公表にした理由は何でしょうか。

また、どれくらいの負担増となると推計されているのでしょうか。併せて答弁を求めます。

さらに、国民健康保険料率等の統一化の問題についてです。

今でも保険料の負担に耐えきれない人がいます。民医連（全日本民主医療機関連合会）の2013年全国調査によると、1年間に少なくとも56人が経済的な理由により治療が遅れて死に至り、このうち保険料が払えず無保険の人は約3割をこえています。

大分県では、加入者は昨年6月1日付で176,058世帯であり、そのうち滞納世帯は28,888世帯、うち短期保険証交付が10,623世帯、資格証明書発行は3,154世帯、平成27年度の差押さえも3,868件に上っています。将来的に負担増を招くような保険料率・額を統一化する議論は、拙速に結論を出すべきではないと考えますが、大分県の検討状況について答弁を求めます。

(福祉保健部長)

まず、国民健康保険料についてです。

非公表の理由ですが、本年1月、国の通知に基づき、平成29年度分の国保事業費納付金等の試算を行ったところでは、

この試算は、国の納付金等の算定方法のガイドライン見直しを目的としたものであり、国の財政支援拡充を含まないなど、あくまでも仮の試算です。

県としては、このような理由から、市町村との協議用の資料として使用し、誤解や混乱を避けるため、公表は考えていない。

試算結果についてですが、どれくらいの負担となるかなどは、申し上げられませんが、そもそも医療費水準が増加せず、公費投入が変わらなければ、今回の制度改革が、県全体としての被保険者負担に影響を与えるものではない。ただし、医療費や所得の水準により、市町村ごとの負担が現行水準と変わることはあり得る。

2つ目の国民健康保険料等の統一化についてです。保険料率の決定方法ですが、今回の制度改革により、県は、医療費水準や所得水準に基づいて、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、併せて標準保険料率を示すことになっています。

市町村は、この標準保険料率や保険税収納率（徴収率）を踏まえ、保険料率を決定します。保険料率統一の検討状況です。

市町村と意見交換を行ってきたが、これまで市町村ごとの保険税率であったことや、医療費適正化への取組状況が異なっていることなど、様々な課題があり、引き続き、市町村と協議してまいります。

（堤 県議）

公表の問題については、来年の4月ですから、もうすぐです。公表しないで結果を公表するとなれば、高ければどうすればいいのか、加入者の意見が反映されないという思いもある。こんな一方的なやり方ではなくて、仮に資産を出して、それを前提にしながら、こういうふうな問題で反映されませんと指し示すのがやり方ではないかと思う。

今後、額の流れはどうなっていくのかということが1つ、2つ目は、標準保険料の問題について、国のガイドラインに「国保納月付金及び標準保険料の算定方法について」とありますが、これも改訂されてくるみたいですが、あくまでも指針であり、賦課決定とか徴収とか、予算決定権はこれまで通り市町村にあると思う。地方自治の侵害を行わないことがガイドラインを含めた本旨であると思います。地方自治の侵害が行わないというこの問題について、本来のガイドラインの本旨だと思うので、そのことについてどのように考えているのかという2点についてお伺いします。

（福祉保健部長）

1点目の今後のスケジュールというご質問です。国保の今回の制度の問題ですが、先ほど申し上げたように、ちょっと引っかけたわけですが、今後8月に29年度分のデータを使いまして、第3回の試算を行います。

これについて、先ほど申し上げましたように、国の公費拡充の借上げは今回反映するような予定になっているので、前回より高い試算が得られると思っています。

そういった観点から、8月の試算結果の公表については、市町村と協議して、検討していきたいと考えています。

2点目の統一の問題というのは、非常にいろんな課題を含めております。とにかく、今まで県内で言いますと、市町村がそれぞれやってきた、国保の運営ですので、それを県のほうでまとめた特別会計を作るということですので、そういった過程で、医療費の適正化の取組とか、これまでの市町村の独自の取組があるわけですから、そういった物が反映されなくなるとかの懸念がある。そういった物をくみ取りながら、整理をしていきたいと思っている。

（堤 県議）

今年の8月に3回目の試算が行われると、これは、いろんなものが反映されて決まるのだけれど、ちょっと気になったのが、市町村と協議をして、公開をするかということをお伺いします。

国民健康保険が県の広域化になったとしても、それぞれの市町村が、徴収をしなければいけない。



市町村の地方自治体としての本旨、つまり保険料の賦課決定とか、予算決定権は市町村にあるわけですが、国保についても、そういう自治体の本旨というのが守られるという認識でよろしいでしょうか。

再度この2点をお伺いします。

(福祉保健部長)

1点目、そういった協議もいたしますが、流す方向になる。

2点めの地方自治の本旨ですが、当然、県の特化へは設置していくわけですが、実際に市町村のほうで付加保険料率を決めるとか残るわけですから、市町村は担保される。

(堤 県議)

統一された保険料では確かに1,700億円入ってくる。どういった形になるか検討、結果してみないとわかりませんが、負担税であることも当然想定されるわけです。

将来的な色々課題があるが、国民健康保険の加入者、本当に幅広い人たちから公表する前に意見を聞く。負担税にならないように市町村と相談することも大事だと思う。

仮に負担税になれば実行しないというのも本来は国がやる制度ですから、県として独自は難しいかもしれませんが、そういうことも念頭に置くことも大事だと思う。

また、これまで市町村が一般会計から約12億円国保会計に繰り入れしているのですが、広域化になった場合でも、繰り入れできるという認識でいいのか、国に対しても負担額の増額を再度強く求めるのか、2点お伺いいたします。

(福祉保健部長)

1点目の市町村の一般会計からの繰り入れですが、これは制度的に県のほうで、負担額を提示すれば、それを収めるということになりますので、引き続き出てくる場合もあるかと思う。

2点目の国に対する財政の問題ですが、全国知事会でそもそも今回の話を受けるときに、県の負担とかこういった物が、出てこないような強い申し入れをしていますので、この分については、引き続きやっていこうと思っていますし、そもそも今回の国保改革広域化というのが出てきたのは、持続可能な医療保険制度を維持する、構築するといった大きな観点があるわけですから、そういった線に沿って今後も進めてまいりたいと考えている。

(堤 県議)

それでは次に、少人数学級について聞きます。

少人数学級はこれまでも本会議や委員会等で取り上げてきました。しかしいずれの答弁も「国の動向をうかがう」という消極的なものばかりが目立った。子どもたちや教職員の教育環境を積極的に整えていこうとする姿勢がなかなか見受けられません。総定数を増やすことによって、臨時講師を減らし正規教職員に転換することが大切です。2012年から5年間の病気休職者数は、延べ493人であり、死亡者数は36人、うち心疾患での死亡者は9人に上っています。

また、今年度の小中学校の規模別学級数を見ても、小学校では、2,404学級のうち児童数36名以上の学級が240学級で10.0%、中学校では976学級のうち生徒数36名以上の学級

が257学級で26.3%にのぼっています。都市化が進んでいる地域に多人数の学級が集中しています。

また、現状では30人以下学級が小中合わせて68.7%、35人以下になれば85.3%となっていますが、この数字だけ見て少人数学級が進んでいるとするのは早計過ぎます。多人数学級の解消を図ることや、職員の多忙な状況を解消し、学習効果を上げるためにも少人数学級を拡充すべきと考えますが、答弁を求めます。

(教育長)

少人数学級についてお答えします。

今回、法改正がなされて、通級指導など一部加配定数の基礎定数化が図られたものの、少人数学級拡充のための教職員定数の改善までには至っていない。

このため、教職員定数の充実と安定的な配分を、本年度も国への政策提言において要請したところであります。

本県においては、小学校1・2年生と中学校1年生に30人学級編成を導入し、さらに学校の規模や不登校等、学校の状況に応じて加配も含めて定数を配分している。

学校現場ではこれらも活用してティーム・ティーチングや、習熟度別少人数指導など、柔軟に学習グループを編成しての少人数によるきめ細やかな指導が行われている。

今後とも、学年段階や児童生徒の習熟度等に応じた少人数指導を進めながら、より効果的な指導を推進していきたいと考えています。

(堤 県議)

教育長は過去の質問の中で「長時間勤務の問題もある。定数の改善が一番大きな改善に繋がるので、国の方に要望していきたい」と答弁しています。国に対する要望も大切ですが、県として、長時間勤務改善の為に定数改善・実質的な定数改善も含めてやっていくことが必要だと思う。今後どう具体的に定数改善についても取り組みを強めて頂きたい。

原田議員の方からも、報道の問題の事がありました。過労によって女性教諭が亡くなったという問題。本当に痛ましい事故だと思います。

そういう中で「長時間労働が引き起こした過労死」という問題も、定数を拡大する中での、一つの大きな改善にもなると思います。

そういう点では、仮に小学校全部、中学校全部じゃなくても、段階的に少人数学級を拡充していくという考えはないのでしょうか。

(教育長)

今、長時間勤務解消のための方策としての少人数学級というお話でありましたが、この長時間勤務に対する対策というものについては、昨日もお答えしましたが、1つはクラブの指導員の外部からの導入、それから事務軽減のための方策。そういったものでなんとか長時間勤務は解消していきたいと考えているところです。

(堤 議員)

さっき教育長の答弁を出しました。「長時間勤務の問題もある。それについて定数の改善が一番大きな改善に繋がる」と答弁されてるんです。

今の対処方法で、クラブのことや、色々やればいいけれど、定数そのものを改善させることは、大きな長時間勤務の改善に繋がるという認識というのは持っていると思うのですが、再度それだけ答弁をお願いします。

(教育長)

最初にお答えしましたように、定数改善というのはこれは、議員が実証されていますように、長時間勤務の改善にも繋がります。そういう意味で国の方にも何度も要請していくという状況ですので、ご了解いただきたい。

(堤 議員)

1学級とか2学級とか改善しませんかというのはどうでしょう。

(教育長)

学級ごととといいますか、30人学級でそれぞれやっというところだと、かなり学年ごとの学級数というのは多い。そういった意味で、トータルでやりますと数十億かかる。

学年ごとにしても毎年プラス数億から十億近くかかるという状況がありますので、なかなか難しい状況があると思う。

国の制度の中でそれが入ってくれば財源的な補償ができてくるので、やりやすくなると思います。今の相当数単独でいろんなことをカバーしておりますので、なかなか難しい面があると考えています。

(堤 県議)

都市化によって都市部に多人数学級が増えています。それと、周辺部の少人数の学級がありますが、そういうのを同列化して検討するというふうには言っていない。

多人数について、どうするかというのは、色々定数の問題も含めて、今後検討して頂きたいし、是非1学級でも、1学年でも拡充をやって頂きたいということは、強く要望しておきます。

保育所等の実態についてお伺いします。

兵庫県の認定こども園が定員を超える園児を受け入れ、園児にわずかな食事しか与えなかったという事件が発覚し、世間を驚かせました。この問題は兵庫県だけの問題でしょうか。県内の保育所等でも、このような実態があるのではないかと危惧しています。

そこで、県内の実態はどうなのか。実態を各市町村と一緒に調査すべきと考えますが、答弁を求めます。

また、保育士の給与について、平成28年度の人事院勧告分1.3%を含む5.2%と、恒久化となった処遇改善等加算3.0%を合わせた、合計8.2%の賃金アップ分の月額約26,000円が、保育士の給与に反映されているのかという調査を実施しているのでしょうか。答弁を求めます。

(福祉保健部長)

保育所の実態について、県の指導監査では、兵庫県であったような事例は確認されていません。

また、監査には、保育所等の状況把握のため市町村が同行し、監査結果も通知している。今後とも市町村との連携、情報共有に努めたいと考えています。

保育士の給与ですが、県として、全施設を対象にした調査は実施していないが、国の賃金構造統計基本調査によると、昨年の本県の女性保育士の給与額は、19万8,800円。これを子ども・子育て支援新制度が施行された27年度と比較すると4,800円の増加で、国が平均的なモデルケースにおいて示す約5,000円とほぼ同じになっている。

(堤 議員)

監査の問題については、問題なかったとの答弁でしたが、別府市議会でこの問題が取り上げられました。別府市のある保育園では、6畳の部屋に0歳児を10人も詰め込んでいる。また監査の日は、民家や公民館に子供を移動させているなど、虐待のような状況が共産党の市会議員の方に寄せられています。

これは通常の監査ではなかなか見抜けないと思う。抜き打ち監査だとか、市町村と一緒にあって、そういう事例の通報があった場合には、抜き打ち監査を含めてやるべきだと思うのですが、そういう監査は実施するのでしょうか。

というのが1つと、もう1つ待遇改善の問題ですが、今年3月の質疑でも保育士の待遇改善について質問しました。この中で、技能経験に応じて5千円から、概ね7年で4万円の処遇改善を行う予定と答弁していますが、月額4万円というのは、保育士全体でいうと3分の1ですよ。

保育士全体が今年度より2%の約6千円の加算ですけど、これでもまだまだ他産業と比べても低いという状況です。これによって、4,800円・5,000円から6,000円の加算分について、他産業に比べてどういう状況になるのかということが分かれば教えてください。

この2点についてお伺いします。

(福祉保健部長)

まず監査の質問ですが、県の監査というのは基本的に指導目的で行うものです。

ただ、不適切処遇等に係る通報があった場合・重大事故の発生や児童の身体・生命に重大な被害が生じる恐れがある場合などは、当然、未通告で監査を実施します。

ただ実施判断におきましては、通報内容等十分検討の上、行うものと考えています。

2つめの保育所の処遇改善ですが、先ほど議員がおっしゃった様に、副主任クラスが4万円とか、当然いろんな研修をした上でやるんですけど、他産業と比べて、低いという実態は、当然私どもも認知しておりますので、このところもよく含めて、我々も状況把握に努めていきたいと考えています。

(堤 議員)

別府市議会で公に問題になったという重大な事案だと思いますので、別府市と協議をしながら、事案の事実関係を調査も一緒にやって頂きたいと要望します。

続いて、部落差別解消について、昨年12月16日に「部落差別解消推進法」が施行されました。



これは、「部落差別の解消推進」のための理念法と言いながら、逆に新たな差別を固定化、永久化する大きな問題を含んだ法律です。

今回、大分県地域人権運動連絡協議会から「法律の附帯決議の遵守を求める請願」が知事及び教育長に提出されていると思いますが、参議院では、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害してきた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて総合的に施策を実施すること、また教育及び啓発に当たっては、新たな差別を生むことがないよう留意し、その内容、手法に配慮すること、3番目に部落差別の実態にかかわる調査をするときは、新たな差別を生むことのないよう留意し、その内容手法等に慎重に検討することと3点にわたり附帯決議が付されています。

この附帯決議が現場等でも順守されるようにしなければならないと考えます。県はその順守のためにどのように周知し、実効あるものにしていくのでしょうか。答弁を求めます。

(生活環境部長)

部落差別解消についてお答えします。

県では、同和問題の解決に向けて教育・啓発を中心に県民意識の醸成に努めてきました。しかし、いまだに就職・結婚差別に苦しむ人がおり、インターネット上に差別情報が流布されるなど解決に至っていない。

昨年12月に施工された部落差別解消推進法とは、部落差別は許されないと認識のもと国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを基本理念としている。

地方公共団体の責務とされている教育・啓発、相談体制の充実については、参加体験型学習の実施や、相談機関の職員のスキルアップ等、今後とも真摯に取り組んでまいります。

「新たな差別を生まない」等の法の付帯決議で地方公共団体に求められていることについては、事業実施に際し、これまで同様十分配慮してまいります。

(堤 議員)

私が聞いたのは、付帯決議についてどのように末端に周知していくのか、法律そのものの付帯決議の問題ですから。

今回の付帯決議は「過去の民間団体のいき過ぎた言動」だとか「部落差別の解消を阻害してきた要因」であることを厳しく指摘し、国や自治体が行う「教育及び啓発」や「実態調査」によって「新たな差別を生むことがないよう」強く求めるものというのが今回の付帯決議の内容です。この立場で臨むことが大事だと思うのですが、この立場をしっかりと徹底していくという事でよろしいですか。

再度お伺いします。

(生活環境部長)

今、議員がおっしゃいましたように、この付帯決議は、国や地方公共団体が、施策を行うにあたってのものであります。

市町村にもこの法の趣旨を充分にお伝えしておりますし、私どもはこれまでも、当然これから啓発するにあたっての、それが新たな差別を生むことのないようにというのは、私ども今まで進めてきたことの目的ですので、そこを充分留意してやっています。

(堤 議員)

昨年の12月の法案で付帯決議を守るかどうかということを確認したかったわけです。部長にすれば、過去もそういう形でやってきたと思いますが。法律ができたわけです。我々は、法律自体色々問題があると思っていますけど。付帯決議がついたということは、非常に重要な中身なんです。

これがなかなか守られてないというのが今の現状です。付帯決議を知らないとか、付帯決議そのものが表に出てこないとか、そういうふうな啓発活動になってますから。

それについて付帯決議をきちんと市町村に順守させる、表に出していくという事を話して、意見として出して頂きたいと強く求めておきます。

住宅リフォーム助成制度について、2015年度における全国の住宅リフォーム助成実施自治体は603自治体あり、店舗リフォーム助成についても55自治体にまで広がっています。

山形県では補助金交付要綱の中に「住宅の質の向上、住宅投資の波及効果による県内経済の活性化を図るとともに、人口減少対策、空き家対策として推進する」と規定しています。地域の雇用を維持している中小工務店などの仕事の増加にもつながり、地域循環型の景気対策になるため、本県でも地域経済活性化のために助成制度を創設する必要があるのではないのでしょうか。また大分県産材を使用すれば補助率を高くするなどの工夫をすれば、県産材の需要拡大にも貢献します。大分県として一般的な住宅リフォーム助成制度を創設すべきと考えますが答弁を求めます。

(土木建築部長)

住宅リフォーム助成制度について、県では、安心・安全・活力・発展プラン2015に基づいて、子育て世帯や高齢者世帯が安心して暮らせる住宅へのリフォーム支援に取り組んでいます。

特に昨年度からは、子育て世帯が親と同居することにより、安心して子どもを産み育てることができるよう、三世帯が暮らすためのリフォームに対しての支援の拡充を図ったところです。

また、本制度を利用するにあたっては、工事施工者を県内企業に限定していることから、受注機会の拡大が図られ、地域経済の活性化に一定の効果をもたらしているものと考えています。

今後も、進行する少子高齢化社会への対応に重点を置いた住宅政策の視点から、明確な目的を持って、リフォーム支援に努めてまいります。

(堤 県議)

リフォームの問題については、これまでも色々議論してきました。先ほど言いました、高齢者・子育て支援事業件数は、2015年・2016年度で、185件、三世帯は2016年度で16件、木造住宅耐震化改修事業は、2016年度は熊本地震の影響で130件と増加していますが、2012年度から2015年度までの平均では41件となっています。地震に備え耐震化を進める事業は当然必要だと思います。

昭和56年5月以前の木造住宅という縛りがあるため、高齢化や単身者化によって事業が進んでいないということも一方ではあるのではないかと。耐震化事業も推進しながら一般的なリフォーム事業を創設すれば、家そのものの長寿命化にも資すると思うのですが、この考え方について部長はどのように考えているのでしょうか。

(土木建築部長)

リフォーム事業につきましては、先ほど申しましたように、子育て世帯、あるいは高齢者世帯への安心な生活を確保するという目的を持ったものと、まさしく、地震に対する耐震化を強化するという目的というものがございしますが、それぞれ政策の目的は違いますが、これらのリフォーム事業に関しましては、例えば、安心を確保するためのリフォーム制度に対して耐震化の制度が活用できる、あるいはそれを条件付けするというので、取り組んでいるところで、あくまでも、56年度の耐震基準以前のもの、これにつきましてはニーズがまだまだ沢山あるというなかで、これらの耐震改修への取り組みについて、しっかりと訴えていきたいと思っております。

今年から特に、耐震改修に対しての段階的な改修や、部分的な改修を、加えるという事でこれまでニーズとして、声としてあったものに対して広くこの制度を活用していきたいということで取り組んでいるところです。

(堤 議員)

県内業者に仕事がまわると地域経済が活性化すると。その点は私と一緒にというか、当然のことだと思います。

なかなか件数が増えない。周知はかなりしている県としても。ただ56年の5月という1つの規定があるので、なかなか伸びにくい。今回のような状況になれば130件と増えますけど、そういう点から考えた場合、地域経済の方を優先的に考えたら、やっぱり県産材を使ったリフォームだとか、今1番要望が強いのは、水回りのリフォームです。

それはやはり、そういう所を含めてすることが、地域経済全体の経済効果に繋がると思うのですが、そこら辺はどうですか。

(土木建築部長)

県産木材等活用につきましても、リフォームに係わらず、大分の別途新築事業等についても、補助制度も持っています。

そういった中で、リフォームに関して、政策を持って、その目的のために行っているというのが現状です。

リフォームありきではないと、あくまでも安心して子どもを育てられる環境、あるいは高齢者が安心して生活できる環境をいかに作るかということの手段としてリフォームをやって頂くということになります。

そういう意味で、まずは政策目的に沿って、しっかりとリフォーム制度を周知徹底を図りながら、この活用に努めていきたいと思っております。

(堤 議員)

政策的目的というのは、過去もずっと言ってきました。耐震の問題については。ただ政策的目的は別に否定はしませんしそれも大事です。それと併せてということをおはいつも言っているんです。

併せて、そういうふうな拡充をした方が県の経済にとってみても税収増にもつながるし、色々プラスの要因が出るんじゃないですかと。

政策と目的プラス経済効果を合体して考えて、リフォーム事業というのを進めていったらどうで

すかというのを何回も言うのですが。どちらも地域経済の活性化というのを資するというのは認めてるのだから、もうそろそろそこら辺に足を踏み出してもいい時期ではないかと思いますが、再度答弁を求めます。

(土木建築部長)

昨年も10月にリフォーム博というようなことを、駅のいこいの広場で行っておりますけど、こういった中で、皆様方のニーズ、そういった声をきくなかで、まだまだ十分なニーズがあることでありますので、経済的な効果はもちろんリフォームにはありますけど、私どもの今、予算計上しておりますものにつきましては、やはりしっかりと現時点では政策目的に沿って実行していきたいと考えています。

(堤 議員)

知事、住宅リフォームについて、政策的目的プラス経済的な目的も含めて、そろそろ検討する時期だと思うのですが、答弁をお願いします。

(知事)

この住宅リフォームにつきましては、堤議員がかねてからいろんな角度からご質問頂いておりますけど、我々としたしましては、いろんな意味で住宅リフォームは進めていったらいいと思っているのですけど。

ただ私有財産の問題でもありますから、そこをどこまでやるかということについては、政策的目的等々が必要になるわけで、そののところをどういうふうに組み立てていくのかというところが工夫のいるところです。これまで色々ご質問頂いて、少しずつ改善をされていると思いますが、そのところがいつも問題になっているのではないかと思います。

(堤 議員)

私有財産の問題は、議論もずっとしてまいりました。それは解決していると思います。

静岡県でもリフォーム助成制度が、27・28年度で、2119件の助成を実施している。別に他県がしてるから大分県がしなさいじゃなくて、そういうふうなところでも、きちんと住宅リフォームについて、助成をしているわけですから是非これは今後検討して頂きたいと強く要望しておきます。

最後に、豊後大野市地滑り問題について、5月16日豊後大野市朝地町綿田地区の民家敷地で見つかった地割れは、日々拡大し、地域住民は不安な毎日を過ごしています。大分県と豊後大野市は対策会議等で検討を行い、避難勧告や水抜き工事等を実施し対策を講じています。私も党の市議会議員などと一緒に現地に行き、住民の方とも意見交換をさせていただきました。この地区は綿田米という大変おいしい米が棚田でとれる地区としても知られています。このような状況の中で「今回の地割れで農業をやめる人が出てくるのではないか」「最大で1.5mの深さで溝ができており田んぼを整備すれば経費がかさむ」「長引けば、生活ができなくなってしまう」など不安な声を聞きました。金融支援も必要ですが、生活支援について豊後大野市と共同して直接的な財政支援策を講じる必要があると考えますが、1点目の答弁を求めます。

また、営農継続支援については、同じく営農継続のための直接的な財政支援策の実施が必要と考



えますが、答弁を求めます。

また3点目に、地滑り発生原因について、5月の地元説明会では、砂防ダムの建設により地下水の流れが変わるなどして地滑りが発生したのではないかと、因果関係を心配する声も出ていたよう聞いています。県としての見解はいかがでしょうか。

3点答弁を求めます。

(生活環境部長)

生活支援について、今回の綿田地区の地すべり災害では、現在も9世帯17名の方が親戚宅や市営住宅、地区公民館などに避難しています。

避難者の多くは高齢者であるため、県としても職員が直接避難場所を訪問しニーズの聞き取りを行うなど、これまでも市と連携して、避難者に寄り添った支援をしてきました。

現状では、被害の程度に応じて、住宅再建の資金を支援するというもの、制度に基づく支援以外の直接的な財政支援は難しく、考えていないが、今後ともその時々で変化する避難者のニーズをしっかりと把握し、きめ細やかに対応してまいりたい。

(農林水産部長)

営農継続支援について、営農の継続のためには、まずは、早期の復旧対策が必要と考えています。復旧にあたっては、今後の、地すべり対策と整合を図ったうえで、豊後大野市と連携して取り組んでまいります。

また、復旧が終了するまでの間、警戒区域外で耕作を希望する農家に対しては、農地の斡旋を行うとともに、営農継続していくための、原則無利子となる資金も用意しているところです。

収入面に関しては、作付けができない水田について、農業共済から基準収穫量の35%が支払われると伺っています。また、田植えができず、使われなかった苗については、可能な限り他の生産者へ販売斡旋を行ったところです。

この地域の農家は、議員ご指摘の綿田米に対し、誇りと強い思い入れをお持ちです。我々としては、農業を続けてもらえるよう努力することが大事だと考えています。

(土木建築部長)

地すべり発生原因について、平井川の砂防ダムは、流出する土砂の調節や川に沿った斜面の浸食防止を目的として昭和46年に設置したものです。

現在、ダム上流で計画どおりに堆積した土砂が、地すべり末端部の河川浸食を防止するとともに地すべりの動きを抑える役目を果たしています。

一般的に地すべりの発生原因としては、降雨や上部からの地下水の流入による水位上昇、末端部の掘削や河川による浸食といったことが考えられます。

砂防ダムは水を貯めない構造となっているために、地すべり末端部の水位を上昇させる恐れがなく、地すべりの発生に直接影響していないものと考えています。

今後は、地下水の流れの実態や地すべりのメカニズムを明らかにする中で原因を究明し、住民の方への丁寧な説明を行いながら、必要な対策を講じてまいります。

(堤 議員)

柴田部長、住宅再建支援制度の活用・検討すると、これは非常に良いことだと思うのですが、現状で今、一部損壊・半壊・全壊、これについてどういう状況か掴んでいますか。それと、35%の収穫量保証するということですが、残りが65%になるわけです。そこが大変です。財政的な支援というのは、制度的にも無いのかという事を、農林水産部長再度お伺いいたします。

また、土木建築部長、そういう因果関係がないという話だと思います。これは5月に聞いた話ですから、それはちゃんと住民の方に説明されているのかということ再度お伺いいたします。

(生活環境部長)

住宅の全壊・損壊等の状況ということですが、これにつきましては、市と協議している。市がどういう形で認定していくのかという事を協議しているところです。

なお、住宅再建のこの支援だけではなく、色々な福祉的な支援、あるいは全・減免ですとかという様々なものを、被災者への支援策・財政支援を県から市の方へ示しをしている状況です。

(農林水産部長)

直接的な経済的な支援といえるかどうかは分かりませんが、この地域中山間地の直接支払制度の協定を結んで活動している地域でもあります。

この中山間地の直接支払制度というのは、営農継続というのが前提になります。今回不幸にして営農ができないという苦情もありますが、これについて災害復旧中であるという事で、直接払いの交付金を受け取られるように、今、納税局とも調整をしているところです。

(土木建築部長)

5月の説明会の折には、確かに砂防ダムに関するご質問を頂いております。そしてその中で、砂防ダムの中の土砂をどけて頂けたらどうかという話があったと聞いております。

この件につきましては、その場で即答しておりませんでしたので、しっかりと住民の方へ回答をお伝えしたいと思います。

(堤 議員)

是非お願いします。1日も早く復旧して頂きたい。

柴田部長、一部損壊も検討課題の中に入れるつもりですか。

(生活環境部長)

住宅の被害の状況について確認をしているという意味で申し上げたところです。一部損壊に関する支援という事についてはこれまでと同様に考えています。

(堤 議員)

以上で終わります。